

第12回

奥日田椿ヶ鼻

ヒルクライムレース

8/31日

交通規制のお知らせ

県道日田鹿本線(大山町西大山榎瀬橋から前津江町地域活性化センターまで)が下記の時間に交通規制となります。ご理解とご協力をお願いします。

午前8時～午後1時

※全車ゴール後から下山開始までの午前10時～11時(目安)は、一時交通規制を解除します。



文化スポーツ振興課スポーツ振興係 ☎28442 (市役所3階)

当日の日程

- 午前6時 駐車場オープン
- 午前8時 開会式
- 午前8時35分 スタート
- 午前10時 全車ゴール(予定)
- 午前10時20分 表彰式(順次開始)
- 午前11時30分 順次下山開始
- 午後1時 交通規制解除

レース及び交通規制の詳細▶



令和7年5月26日 戸籍改正法施行

本籍地の市区町村長から

戸籍に記載する予定の氏名のフリガナの通知が届きます

(外国籍の人は対象になりません)

本籍地が日田市の人には、8月下旬に発送予定です。



通知されたフリガナが正しく表示されているかを **まず確認!**

法務省ホームページ「戸籍にフリガナが記載されます」をご確認ください▶



通知書が届いたら、内容を必ず確認してください。

特に、小さい「ツ・ヤ・ユ・ヨ」等が「ツ・ヤ・ユ・ヨ」等で表示されている場合がありますので、ご注意ください。

戸籍に記載される振り仮名の通知書

通知書のイメージ

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 ○○県○○市○○12345番

【氏名】
氏 法務
振り仮名 ホウム

【名の振り仮名】

①	名	太郎	振り仮名	タロウ
②	名	京子	振り仮名	キョウコ
③	名	正	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり	振り仮名	ユリ

①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者から届出が可能です。)



正しい場合は



原則、届出不要

令和8年5月26日以降、通知書のフリガナが戸籍に記載されますが、早めに戸籍への記載を希望する場合は、フリガナの届出をすることができます。

※届出をする場合、年金・旅券等で使用している氏名のフリガナを確認してください。フリガナの変更手続が必要になるなど、不都合が生じる場合があります。

誤っている場合は



届出が必要

- 受付期間 令和8年5月25日まで
 - 受付場所 市役所7階 702会議室
 - 届出方法 窓口への来庁、郵送、マイナポータルを利用したオンライン申請
 - 届出人 氏のフリガナは原則筆頭者、名のフリガナは各人
- ※確認資料(預貯金通帳、健康保険証等)が必要となる場合があります。

※令和8年6月頃から、希望者にはマイナンバーカードにもフリガナが記載できるようになる予定です。令和8年6月以降すぐにマイナンバーカードにフリガナの記載を希望する人は、通知されたフリガナが正しい場合でもフリガナの届出をしてください。

※既に届出をした人にも通知書が届く場合があります。その場合の届出は不要です。

戸籍改正法施行に係る専用ダイヤル☎28401 市民課戸籍係☎28252(市役所1階)